

地方独立行政法人山口県立病院機構の
第3期中期目標期間における業務の実績に
関する評価の結果
(素案)

令和5年8月8日

山 口 県

地方独立行政法人山口県立病院機構の第3期中期目標期間の業務の実績に関する評価の結果

1 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項

2 評価の対象

中期目標（目標期間：令和元年度～令和4年度）の達成状況

3 評価の目的

法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する。

4 評価者

山口県知事

5 評価にあたっての意見聴取

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会（委員構成は次表のとおり）

※地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例第2条第2号

委員会所掌事務「法第28条第1項の評価（中略）に関し、知事に意見を述べること。」

氏名	役職等
中田範夫	山口大学経済学部特命教授【委員長】
加藤智栄	山口県医師会会長
丹佳子	山口県立大学看護栄養学部教授
松岡静枝	山口県地域消費者団体連絡協議会副会長
渡辺真弓	公認会計士

（委員長以外は五十音順）

6 評価を実施した時期

令和5年6月27日から令和5年8月 日まで

7 評価方法の概要

(1) 評価の実施に関する定め

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務の実績に関する評価の実施要領

(2) 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

(3) 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

①個別項目別評価			②大項目別評価			③全体評価（総合的な評定）		
小(細)項目ごとの中期計画の達成状況を5段階評価〔53項目〕			大項目ごとの中期目標の達成状況を5段階評価〔4項目〕			中期目標全体の達成状況を5段階評価		
評点	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安
5	中期計画を十二分に達成	達成度 120%以上	s	中期目標を十二分に達成	①の評点の単純平均値 4.3以上	S	中期目標を十二分に達成	②の評点の加重平均値 4.3以上
4	中期計画を十分達成	100%以上 120%未満	a	中期目標を十分達成	3.5以上 4.2以下	A	中期目標を十分達成	3.5以上 4.2以下
3	【標準】中期計画を概ね達成	90%以上 100%未満	b	【標準】中期目標を概ね達成	2.7以上 3.4以下	B	【標準】中期目標を概ね達成	2.7以上 3.4以下
2	中期計画はやや未達成	70%以上 90%未満	c	中期目標はやや未達成	1.9以上 2.6以下	C	中期目標はやや未達成	1.9以上 2.6以下
1	中期計画は未達成	70%未満	d	中期目標は未達成	1.8以下	D	中期目標は未達成	1.8以下

注：評点の付け方について

個別項目別評価において、ほぼ計画どおり達成した場合を「標準」とし3点を付す。4点以上は、達成度が計画以上である場合に付すことが基本である。例えば、取組の結果、所期の成果を得た場合は3点を付し、所期の目的を上回る成果を得たと認められる場合に4点以上を付すこととなる。

(4) 評価実施の経過

- 6月27日 法人から業務実績報告書の提出
- 7月24日 第42回評価委員会開催（法人自己評価に係るヒアリング）
- 8月1日 評価委員会に対し諮詢
- 8月8日 第43回評価委員会開催（評価書素案審議）
- 8月 日 評価委員会から答申
- 8月 日 評価書の確定

8 評価の結果

(1) 総合的な評定

中期目標を十分達成（A評価）

【理由】

法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、自己評価は定められた方法に従って行われており、すべての評価項目において自己評価と異なる評定をすべき事項もなかったことから、総合

的な評定は、法人の自己評価どおりとすることが妥当であると判断した。

○法人の自己評価：中期目標を十分達成（A評価）

○評定概要

※法人の自己評価どおりである。

大項目区分	評価対象 個別項目数	評点別項目数					評 点 平均値	大項目区分 ごとの評定
		5点	4点	3点	2点	1点		
県民サービス	43	7	23	13	0	0	3.9	a(十分達成)
業務運営	7	0	4	3	0	0	3.6	a(十分達成)
財務内容	1	0	1	0	0	0	4.0	a(十分達成)
その他	2	2	0	0	0	0	5.0	s(十二分に達成)
全 体	53	9	28	16	0	0	4.0	A(十分達成)

(2) 概 况

ア 全体的な状況

県立病院は、県民の健康の保持増進を図る上で、本県の医療提供体制における中核的な施設としての役割を担っている。

総合医療センターは、昭和24年の開設以来、総合的で高水準な診療基盤を有する基幹病院として、こころの医療センターにおいては、昭和28年の開設以来、精神科医療における基幹病院として、高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供しており、平成23年の地方独立行政法人化を経て、現在に至っている。

法人化後の病院においては、急速な少子高齢化の進展、医療技術の高度化など医療を取り巻く環境が大きく変化する中、将来にわたって安定的かつ効率的に良質な医療を提供していくよう、中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて、医療の質の向上や業務運営の改善等に取り組んでいる。

中期目標期間（令和元年度から令和4年度までの4年間）においては、県民へのより質の高い医療の提供や地域の医療機関との連携体制の強化、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に取り組んでいることがうかがえる。

まず、県民サービスについては、総合医療センターにおいて、医療需要を踏まえ、高度急性期・急性期医療への対応強化のため、地域包括ケア病棟（回復期）から一般病棟（急性期）へ転換するとともに、低侵襲の人工関節置換術など、より安全で質の高い医療を提供しており、また、こころの医療センターにおいては、精神科救急体制の高度化・効率化や令和3年3月に指定を受けた災害拠点精神科病院の役割が担えるよう必要な機能及びD P A T の充実を図るとともに、児童相談所等の関係機関を継続して支援するなど地域医療の向上にも取り組んでいる。

このほか、総合医療センターにおける臓器・疾患別センターを活用した高度・専門医療の提供、こころの医療センターにおける認知症、高次脳機能障害への医

療連携の構築、さらには、優れた医療従事者の確保や各種研修会への積極的な参加による専門性の向上など、業務の質の向上を図っている。

特に、新型コロナウイルス感染症の対応においては、総合医療センターでは、他院では受け入れが困難な重症患者や妊婦等を含む多数の患者を受け入れ、これらの医療センターでは、他院では受け入れが困難な精神症状の重い新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるなど、本県の感染症医療の中核的な施設としての役割を果たしており、中期目標を十分達成している。

業務運営については、内部監査規程に基づき、両病院を対象に内部監査を実施し、内部統制の推進を図るとともに、両病院が連携して医薬品の共同管理を行うなど、効率的・効果的な業務運営に取り組んでおり、中期目標を十分達成している。

財務内容については、平成30年度から引き続き経常収支の黒字を維持し、経常費用に対する経常収益の割合が100%を超えており、中期目標を十分達成している。

以上のことから、法人の中期目標は十分達成と評価できる。

イ 大項目ごとの状況

全体的な状況に掲げた事項に関連し、特記すべき長所や問題点を以下に列挙する。（白抜数字は評点）

(7) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

医療の提供

(県立病院として積極的に対応すべき医療の充実)

○総合医療センター

「県民の健康と生命を守るために満足度の高い医療を提供する。」の基本理念のもと、以下のとおり医療機能の充実に取り組んでいる。

① 多くの専門診療科を有する県の基幹病院として、新たな治療への取組を積極的に進めるほか、医療需要を踏まえ、高度急性期・急性期への対応強化のため、地域包括ケア病棟（回復期）から一般病棟（急性期）へ転換するとともに、地域の医療機関との連携を強化し、県民により質の高い医療を継続的に提供している。

また、県立病院として、救急医療、周産期医療、べき地医療、感染症医療など、他の医療機関では対応困難な医療や不採算医療などに対し、積極的に取り組んでいる。

なお、総合医療センターの機能強化に関する基本構想の策定について、県が設置した「県立総合医療センター機能強化基本構想検討委員会」に参画し、専門的な見地から基礎資料作成や検証等により支援を実施している。**4**

② 救急医療については、ドクターヘリや救急車による搬送患者を受け入れるなど、24時間365日体制で重症・重篤な患者に対し高度な救急医療を提供す

る救命救急センターとしての役割を着実に果たしている。3

- ③ 周産期医療については、他の医療機関等から紹介された切迫早産や妊娠高血圧症などの産科合併症をもった妊婦を24時間365日体制で受け入れるとともに、NICU等の長期入院児に対して、NICU入院児支援コーディネーター等が地域の保健・医療・福祉関係機関と連携して施設や在宅へ移行支援を行うなど、総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊婦や重篤な新生児に対する高度で専門的な医療、質の高い生殖医療の提供はもとより、在宅等への移行支援にも積極的に取り組んでいる。

なお、院内助産院分娩件数については、希望者の減少などから、実績が伸びず、評点が低くなっているが、院内助産院においては、産後の母子に対し、地域ニーズに合わせた産後ケアを実施している。3

- ④ へき地医療については、無医地区への巡回診療を概ね中期計画どおり実施するとともに、要請に応じて代診医をへき地診療所5施設に派遣するなど、へき地医療拠点病院としての機能を発揮するとともに、へき地医療機関の若手医師に対し5G遠隔医療サポートシステムを活用し、実際の患者の通常診療において遠隔指導を行う、全国で初めての実証実験を実施するなど、総合医の養成に努めている。4

- ⑤ 災害医療については、新型コロナウイルス感染症に関する「山口県クラスター対策チームへの職員派遣に関する協定」に基づき、保健所や医療機関に医師を派遣し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や医療支援を行うとともに、業務継続計画（BCP）を改訂し、基幹災害拠点病院としての体制を強化している。4

- ⑥ 感染症医療については、感染症指定医療機関として、他院では受け入れが困難な重症患者や妊婦等を含む多数の新型コロナウイルス感染症患者の受入、適切な医療を提供するため人工心肺装置（エクモ）などの高度医療機器や新型コロナウイルス感染症患者専用のX線CT撮影装置を整備するとともに、中和抗体薬が投与可能な専門外来を県内で初めて開設し、治療を行った。

また、県が実効性の高い新型コロナウイルス感染症対策が実施できるよう県新型コロナウイルス感染症対策室へ医師を派遣するなど、中期計画を十二分に達成している。5

- ⑦ がん医療については、地域がん診療連携拠点病院として、がん患者の病態・病状に応じた最新の放射線治療を提供できるようリニアックを整備するほか、薬物療法、胸（腹）腔鏡下手術など高度・専門的な医療を引き続き提供するとともに、患者の遺伝子検査及びその情報を基に治療法を検討するゲノム医療の体制を構築し、がんゲノム医療連携病院に指定されている。5

また、消化器病センターにおいては、内科、外科が連携して高齢者や食道がんなどの大手術の患者に対して積極的に術前よりがんリハビリテーションを実施するとともに、消化器内視鏡センターにおいて、鎮静下における苦しみや痛みの少ない内視鏡検査を行い、胃がんや大腸がんを早期に発見し、低侵襲な内視鏡治療を提供している。4

- ⑧ 脳卒中などの脳血管疾患に対する医療については、脳卒中センターにおいて、内科、外科、病理診断科等が合同で病理カンファレンスを実施し、適切な診断と治療を実施するとともに、脳卒中地域連携パスの適用範囲を引き続き拡大するなど地域連携体制の強化にも積極的に取り組んでいる。 5
- ⑨ 急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、大動脈瘤などに対する医療については、心血管カテーテル治療室を整備するなど、より専門的な医療提供に取り組んでいる。 3
- ⑩ 糖尿病に対する医療については、かかりつけ医では対応できない重症透析患者に対応するため、血液浄化療法センターを整備するなど、より専門的な医療提供に取り組んでいる。 3
- ⑪ 人工関節治療については、全国でも極めて例が少ないロボット2台による低侵襲手術などを実施するとともに、人工関節置換術件数が西日本でトップクラスとなるなど、中期計画を十二分に達成している。 5
- ⑫ リハビリテーションについては、理学療法士や作業療法士を増員し365日リハビリを提供するとともに、後方支援病院と連携した連続的リハビリテーションを実施するなど、中期計画を十二分に達成している。 5
- ⑬ その他については、各都道府県で1医療機関のみに指定されるてんかん支援拠点病院の指定を受けるとともに、てんかんに対する高密度脳波計や、脳波ビデオ同時記録装置等による高度な治療を提供している。 5

○こころの医療センター

「県民の心の健康を支える質の高い医療を提供する。」の基本理念のもと、以下のとおり医療機能の充実に取り組んでいる。

- ① 県の医療計画に基づき、精神科救急体制の高度化・効率化を推進し、専門医療や司法精神医療の充実を図るとともに、地域社会や他の医療機関と連携し、多職種チーム医療、重症患者への先進医療等質の高い医療提供を推進している。
- また、他院では受け入れが困難な精神症状の重い新型コロナウイルス感染症患者に適切な医療を提供している。 3
- ② 精神科救急・急性期医療については、24時間365日体制で精神科医療に関する相談や輪番病院との連絡調整等に的確に対応し、輪番病院で受入困難な措置・緊急措置入院患者の受け入れを適切に行い、精神科救急医療システムにおいて中核的な役割を果たしている。 4
- ③ 難治性・重症患者への専門医療については、m-ECT（修正型電気けいれん療法）等を活用した専門的・効果的な治療を実施し、急性期から回復期への移行を促進している。 3
- ④ 児童・思春期精神科医療については、児童相談所等の関係機関に医師等を派遣して継続的に支援するなど治療体制の充実に取り組んでいる。

なお、年度計画の指標である児童・思春期専門外来診療延べ患者数については、専門医の年度途中の退職により実績が伸びず、評点が低くなっている

が、各医療機関等と連携した診療体制の提供に取り組んでいる。3

- ⑤ 認知症については、急性期治療や専門医療相談を実施するとともに、関係機関及び他の認知症疾患医療センターとの連携強化を図るための連絡協議会を開催している。

また、高次脳機能障害については、宇部圏域の地域医療連携情報ネットワーク上において、脳外傷地域連携パスの利用拡大やパスを活用した支援の充実に努めるとともに、新たな取組として、山口障害者職業センターと共に、高次脳機能障害者の就労支援における課題を明らかにし、適切な職業リハビリテーションの推進に資することを目的とする障害者雇用連絡協議会を開催するなど、新規就労及び復職支援を実施し、患者の社会復帰に向け着実に取り組んでいる。4

- ⑥ 災害精神医療については、令和元年度に本県で開催された中国地区DMA T連絡協議会実働訓練及び首都圏で開催された大規模地震時医療活動訓練に参加するなどD P A Tの充実に取り組むとともに、令和2年7月の熊本豪雨災害にD P A Tを派遣し、また、令和3年3月には災害拠点精神科病院の指定を受け、当該病院の役割を担うため必要となる機能の充実に取り組んでいる。4

- ⑦ 司法精神医療体制については、心神喪失者等医療観察法における指定入院・通院医療機関として、同法の対象者に適切で継続的な医療を提供するとともに、病状の改善・安定化と社会復帰の促進に着実に取り組んでいる。3

(地域医療への支援)

- ① 総合医療センターの患者支援連携センターにおいて、防府市圏域の10病院と病病連携会議を開催するなど、地域の医療機関との連携体制の強化に努めるとともに、戦略的に地域の医療機関を訪問し、高度急性期医療・専門医療の提供が必要な患者を積極的に紹介するよう依頼している。4
- ② 高度医療機器の共同利用を行うとともに、地域医療支援病院として院内で行う症例検討会を地域の医療従事者に開放し、他の医療機関等からの診療応援要請等に対応するなど、県内医療機関への支援に取り組んでいる。4

(医療従事者の確保、専門性の向上)

- ① 優れた人材を確保するため、実習の受入や学生に対する採用情報の発信について、大学などの教育・養成機関等との連携を図るほか、山陽小野田市立山口東京理科大学と連携協定を締結し、薬剤師の確保等に向けて取り組んでいる。

また、看護職員等の採用において採用試験の追加実施や隨時実施に加え、修学資金返還支援給付金枠の採用試験を新たに実施するなど適時適切な採用を進め、医療従事者の確保に努めるとともに、専門医研修プログラムについては、総合診療科、形成外科、産婦人科、麻酔科の4領域を連携施設と協力して専門医研修を行い、その他の領域は山口大学等との連携病院として対応するなど、医師の確保や専門性の向上に努めている。

また、人材育成・採用担当の専任職員を配置するなど教育指導の充実を図り、新人看護師の離職防止に着実に取り組んでいる。5

- ② 教育研修計画に基づき計画的に研修を行い、質の高い医療従事者の育成に努めるとともに、専門又は認定資格の取得や学会活動の支援など医療技術の向上に資する取組を進め、高い専門性を有する人材の育成に努めている。4

(医療に関する安全性の確保)

- ① 組織的対策を必要とするヒヤリハット事例の分析・評価を実施するとともに、医療事故発生想定訓練を実施するなど、医療事故の防止対策に取り組んでいる。

また、総合医療センターにおいて、院内迅速対応システム（R R S）を整備し、患者の急激な病状悪化の予防に取り組んでいる。4

- ② 医薬品及び医療機器の安全管理については、医薬品の安全性等に関する情報紙を発行するほか、総合医療センターの全病棟に病棟薬剤師を配置して服薬指導体制を充実させている。

また、消化器内視鏡センター開設に伴い、臨床工学技士の常置人数を増員し、看護師からのタスクシフトを推進するとともに他職種と連携して、医療機器の不具合発生時の対応強化を図り、医薬品及び医療機器の安全管理対策に取り組んでいる。4

- ③ 院内感染の防止対策については、院内感染対策委員会を中心に多職種による院内感染の監視、指導・教育などを充実し、県内の急性期病院と相互評価を実施するとともに、近隣の医療機関との地域連携カンファレンスを実施するなど、他の医療機関と連携した感染防止対策に取り組んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、面会の禁止、来院者の検温、問診等を実施している。さらに、総合医療センターにおいては、新型コロナウイルス発生時における診療継続計画の改訂を行うとともに、入院時の新型コロナウイルス感染症の検査のみだけでなく、入院後も一定期間は検査を行い、こころの医療センターにおいては、施設独自のフェーズ表を作成し、圏域の感染状況に応じた対策を実施するなど、院内感染防止に取り組んでいる。

4

(患者サービスの向上)

- ① 総合医療センターの患者支援連携センターにおいて、全診療科の予約又は当日入院患者に対する支援を行うとともに、予定入院患者が安全に入院できるよう、入院前の新型コロナウイルス感染症の検査を実施するなど、患者の視点に立った院内サービスの向上に取り組んでいる。4

- ② 月2回、山口産業保健総合支援センターから両立支援促進員の協力を得て、がん等に罹患した患者の治療と仕事の両立に関する相談窓口を設置し、相談支援体制の充実を図っている。

また、徳山公共職業安定所と協働し、がん等に罹患し、離職している患者への支援窓口を設置し、社会復帰の促進に着実に取り組んでいる。4

(施設設備の整備)

総合医療センターにおいては、心血管カテーテル治療室、血液浄化療法センターやリニアルなど必要な施設設備の整備に取り組んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、院内感染防止に必要な機器整備を行うほか、中和抗体薬が投与可能な施設を県内で初めて整備するとともに、重症患者の受入人数を増やすため、一般病棟及びICUの改修工事を行うなど、本県の感染症医療の拠点として必要な施設設備の整備を実施している。

なお、こころの医療センターにおいては、薬剤調剤支援システムの更新や災害拠点精神科病院の機能を担えるよう、衛星電話等の設置を行うなど、必要な施設設備の整備に取り組んでいる。 4

医療に関する調査及び研究

臨床研究の実施については、治験及び医薬品等の製造販売後調査等を積極的に受託するなど、診断方法や治療方法の改善に向けて取り組んでいる。 4

医療従事者等の研修

臨床研修医の受け入れについては、県外の説明会にWEB参加するなど積極的な募集活動を実施するとともに、連携協定を締結した山陽小野田市立山口東京理科大学に対して、病院への見学者や連携研修の受け入れを積極的に行い、薬学の人材育成に取り組んでいる。 4

(イ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

内部統制の推進

内部監査規程やリスク管理規程に基づき、両病院を対象に内部監査を実施するなど、内部統制の充実・強化を図っている。 4

効率的・効果的な業務運営

- ① 疾患別リハビリテーション充実のため、総合医療センターは理学療法士や作業療法士を増員するとともに、医療需要等に対応するため、総合医療センターは診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学科士、医療社会事業専門員、遺伝カウンセラーを、こころの医療センターは公認心理師や作業療法士、精神保健福祉士を増員し、医療需要や業務環境を踏まえ、適切な人員配置を行っている。 4
- ② 材料費（医薬品、診療材料）について、適正価格の把握、削減計画の策定・実行のため、外部コンサルタントを活用し、値引率の向上に努め、実績を上げている。 4

収入の確保、費用の節減・適正化

- ① 総合医療センターにおいて、病床管理責任者を設置し、病棟を跨ぐ、きめ細やかなベットコントロールにより、病床を効率的に運用している。
- また、外部委託により、平成28年度から約20,692千円の未収金を回収している。 **3**
- ② 診療材料や医薬品の適正な在庫管理を行うとともに、診療材料の価格データを情報収集して適正価格で購入できるように努め、後発医薬品の採用を進めるなど、費用の節減に向けて取り組み、実績を上げている。 **4**

(ウ) 財務内容の改善に関する事項

経常費用（営業費用及び営業外費用）に対する経常収益（営業収益及び営業外収益）の割合は、中期目標の100%以上となったことから法人の中期目標は十分に達成している。 **4**

(I) その他業務運営に関する重要事項

人材の確保と育成に関する事項

総合医療センターにおいて、職種別人材の需給状況や医療機関の採用状況などの情報収集に努め、採用試験のあり方について検証を行った上で、採用試験の追加実施や随時実施に加え、看護師等修学資金等を返還中又は返還予定の看護師や看護学生を対象とした修学資金返還支援給付金枠の採用試験を新たに実施するなど、採用活動の改善に取り組んでいる。

また、医師等の意欲の向上等のため、インセンティブ制度を創設し、医療の質や病院業績の向上に向けて取り組んでいる。 **5**

働きやすい職場環境づくりに関する事項

夜間保育人員の拡充や浴室設備の改修等を行い、院内保育施設の夜間保育体制の強化を図るとともに、夜間看護業務従事者子育て応援給付金制度を創設し、夜間保育料の支援を行う等、就学前の子供を抱える夜間勤務者の負担軽減策を講じている。

また、時間外勤務の状況を把握し、時間外が多い職員については、面談の実施や業務配分の見直し等を行うなど、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。

その他、全職員を対象とした勤怠管理システムを導入し、試行運用を開始するなど、医師をはじめとする医療従事者の働き方改革の実現に向けた体制の整備に取り組んでいる。 **5**

(3) 従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況

第2期中期目標期間における業務の実績に関する評価において、県は中期計画の進捗状況について、財務内容の改善を指摘したところであるが、その後、医業収益の確保等に努めた結果、第3期中期目標期間においては、経常収支を黒字

に好転させることができており、従前の評価結果が法人の業務運営に着実に反映されている。

(4) 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項
なし

9 法人に対する措置命令
なし

10 項目別評価結果総括表
(別表のとおり)

別表 項目別評価結果総括表

区分	評価対象 個別項目 数	個別項目別評価の評点の内訳（個数）							個別項目 別評価の 評点の平 均値	大項目別 評価	大項目の ウェイト	個別項目 別評価の 評点の平 均値（ウ エイト反 映後）	全体 評価											
		5点	4点	3点	2点	1点	計	①						②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	43	7	23	13	0	0	43	3.90	a	0.50	2.00													
1 医療の提供	39	7	20	12	0	0	39	3.87																
(1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実	22	6	7	9			22	3.86																
(2) 地域医療への支援	3		2	1			3	3.67																
(3) 医療従事者の確保、専門性の向上	2	1	1				2	4.50																
(4) 医療に関する安全性の確保	3		3				3	4.00																
(5) 患者サービスの向上	8		6	2			8	3.75																
(6) 施設設備の整備	1		1				1	4.00																
2 医療に関する調査及び研究	1		1				1	4.00																
3 医療従事者等の研修	3		2	1			3	3.67																
第2 業務運営の改善及び効率化	7	0	4	3	0	0	7	3.60	a	0.20	0.70													
1 適切な法人運営を行うための体制の強化	1		1				1	4.00																
2 効率的・効果的な業務運営	4		2	2			4	3.50																
3 収入の確保、費用の節減・適正化	2		1	1			2	3.50																
第3 財務内容の改善（予算、収支計画及び資金計画）	1		1				1	4.00	a	0.20	0.80													
第4 その他業務運営に関する重要事項	2	2	0	0	0	0	2	5.00	s	0.10	0.50													
1 人材の確保と育成に関する計画	1	1					1	5.00																
2 働きやすい職場づくりに関する計画	1	1					1	5.00																
全 体	53	9	28	16	0	0	53												1.00	4.00	A			

※ S評価（4.3～） A評価（3.5～4.2） B評価（2.7～3.4） C評価（1.9～2.6） D評価（～1.8）